

三重県立津高等学校 生徒心得

1. 基本的事項

1. 自主自律の精神をもって行動し、知性と教養を高める。
2. 社会の一員として規則を守り礼節を重んじる。
3. 校舎校具等の公共物を大事にし、進んで校内美化につとめる。
4. 個性の伸長をはかり、自他尊重の精神を持つ。
5. 健康の増進につとめ、生命を尊重し、その安全につとめる。
6. 校外生活では、本校生としてマナーを守るなど誠実な行動をとる。

2. 禁止事項

下の各項を禁止する。

1. 飲酒及び喫煙とその類似行為・暴力・交通法規違反・その他の違法行為。
2. 不健全な場所（特にパチンコ店など未成年者及び高校生入場禁止箇所等）への出入。
3. 校舎校具の故意の毀損。
4. 考査の際の不正行為。
5. その他生徒としてあるまじき行為。

3. 要許可事項

下の各項を許可なく行うことを禁止する。

1. 二輪車・四輪車の運転免許を取得すること。
2. アルバイトをすること。
3. 校内で、物品や催物の切符を売ること。
4. 校内で、集会・署名運動・掲示・印刷物の配布などを行うこと。
5. 原則外の服装(下記 5. 服装) や手段(下記 6. 通学、交通関係) で通学すること。
6. 始業時から放課時までの間に外出すること。
7. 休日に特別教育活動（例:HR 活動、部活動など）を行うこと。

4. 届出手続き及び許可手続き

1. 次の場合は届出なければならない。

(1) 住所を変更したとき。

生徒は、事務室の所定の用紙に必要事項を記入の上、生徒手帳と同時に事務部に提出すること。

事務部 → HR 担任 → 生徒指導部 → 教務部 → (保管)

↓ 用紙の写しを保健部へ提出 (保管)

(2) 出欠に関する届出が必要なとき。

欠席…保護者が学校へ電話等で連絡すること。長期欠席の場合は医師の診断書を提出すること。

遅刻…SHR 終了以降遅刻した場合は、次の所で入室許可書をもって、授業の教室に入ること（学校行事実施日を除く）。なお、遅刻の場合、保護者が学校へ連絡すること。

※担任室へ行き（学校行事実施日を除く）、所定の用紙に理由等を記入し、入室許可証をもって授業の教室へ入る。

早退…担任（不在の場合は学年主任）に申し出て、必ず許可証をもらうこと。体調不良による場合は、必ず保健室の指示に従うこと。

忌引等…授業のある日に出校できない時は、学校に連絡すること。

(3) 証明書等が必要なとき

生徒は、事務室前レターケースの所定用紙に必要事項を記入の上、申し込むこと。

受付時間 平日 8:30～17:00

即日発行不可。前日までに申し込むこと。

- ・在学証明書等…「証明書交付願」
- ・「学校学生生徒旅客運賃割引交付願」

(学生割引書) …

保護者→HR担任→生徒指導部の承認（認印）が必要。

(4) 校舎校具を損傷したとき(事情により自己弁償とする)。

◇所定の用紙（事務室保管）に記入すること。

HR担任（クラブ活動中は顧問）→事務室

(5) 校内での盗難、金品の遺失拾得、その他異状のあった場合。

◇所定の用紙（生徒指導部保管）に記入し、生徒指導部に届ける。

(6) 校外で法律違反や校則違反をして指導を受けたとき。

HR担任→生徒指導部

2. 次の場合は届出て、許可を受けなければならない。

(1) 校内で集会、署名運動、掲示、印刷物の配布、その他これに準ずることを行いたいときは、顧問又はHR担任に承認を受けたいうえで、生徒指導部に提出する。

(注) 掲示物は模造紙二分の一大以下、同時に5枚以内とし、1ヶ所1枚限りとする。掲示場所は所定の箇所とする。

なお、生徒指導部で「認印」をもらうこと。

(2) 登校後、臨時に外出の必要があるときは、HR担任（不在の場合は学年主任）に申し出、外出許可証を発行してもらい、これを携帯して外出すること。帰校後直ちに、外出許可証をHR担任に返却すること。

(3) 休日に行うホームルームその他の行事は、所定の用紙（生徒指導部保管）に記入し、実施の2日前までに必ず届け出ること。但し担任など付添指導のないときは原則として認めない。

(4) 特別な事情により、異なる通学形態をとりたいときは許可を受けなければならない。

(5) 通学・交通関係で許可を受けなければならない事項については、下記(6. 通学、交通関係)に別途定める。

5. 服装

服装は簡素を旨とし、華美な色彩装飾をさげ、高校生らしさを失わない清潔なものとするを原則とする。

1. 通学の服装は自由で何を着ても、どんな格好をしてもかまわないというように誤解してはならない。
2. 校外学習活動時などで校章着用 of 指示があるときは、校章がよく見えるようにすること。

3. 清潔で清楚なものとし、華美なものや高価・贅沢なものは身につけないこと。
4. 具体的に下記のようなものは禁止されている。
 - ア) 髪を染めたり、パーマをかけること。
 - イ) 装身具（ペンダント・ネックレス・イヤリング・ピアス・指輪など）
 - ウ) 化粧（口紅・マニキュアなど）
 - エ) 通学にふさわしくない履物（ハイヒール・ブーツ・ミュール・サンダルなど）

6. 通学、交通関係

1. 始業から放課までは無断で校外に出てはならない。必要なときは担任の許可を受け、外出許可証を持って出ること。
2. 徒歩通学者は国道 163 号線を通らないこと。
津新町駅から通学するものは南側の道を通ること。
※右側を 2 列(道幅が狭いところは 1 列) で通行する。
3. 自転車は許可を受けてステッカーを交付された者以外は乗って来てはいけない。自転車は定められた場所に施錠して置くこと。
4. 単車の運転免許は原則として取得を禁止する。ただし交通不便地など、特別な事情により免許の取得と単車の使用を希望するものは、保護者から担任と生徒指導部に申し出て、校長の許可を受けなければならない。

担任→生徒指導部→学校長

5. 四輪を運転することは禁止する。満 18 才に達して特別な事情により免許の取得を希望するものは、担任と生徒指導部に申し出て校長の許可を受けなければならない。

担任→生徒指導部→学校長

6. 交通ルールを守ること。交通違反や事故を起こした時はすぐ担任に届けること。

担任→生徒指導部

7. 交通事故が起きた時。

(1) 被害に遭った時。

- ①相手の身元、運転免許証を確かめること。
- ②「軽いけが」だと思っても必ず警察に届けると共に医師の診断を受ける。あとで頭部や内臓に障害を受けていることがわかったり、後遺症がでたりして困ることがある。

(2) 事故現場に居合わせた時。

- ①援助を求められたときはもちろん進んで事故の処理に協力すること。
- ②交通事故を起こした車が逃げたときは負傷者を救護するとともにその車のナンバー、単種、型、色、進行方向などの特徴を確かめ警察に連絡すること。
- ③交通違反や事故を起こした時、被害にあったときは、HR 担任をへて、生徒指導部まで申し出る
こと。

7. 校内生活

1. 校舎内では上履き（スリッパ）を使用し、体育館では体育館シューズを使用すること。いずれも学校所定のものとする。
2. 体育館下駄箱前のすのこの上では素足とし、スリッパは所定の下駄箱に入れること。

3. 昼食は原則としてホームルームでとること。
4. 運動ができる場所は、グラウンド・テニスコート・体育館・武道場に限るものとする。但し、体育の授業や部活動のため、特に指定して使用を許可することがある。
5. 教室が無人の状態になる時は電燈を消し、戸締りをしておくこと。自習時間は教務の指示に従い、図書館など指示された場所で静かに自習すること。
6. 校内美化
 - ①校舎内外にゴミくずを捨てないようにし、むしろ積極的にゴミを拾って美化に努めること。
 - ②掃除当番は忘れずに掃除をしてゴミは毎日ゴミ集積場へ運ぶこと。
7. 記念館の使用にあたっては「使用規定」を守ること。
8. 下校時刻は3月～9月が18時、2月と10月が17時30分、11月～1月が17時である。
顧問が付き添う部活動は、19時00分を完全下校とする。
※教室を最後に出る者は、教室や廊下の消灯、戸じまり、施錠を確認する。

8. 所持品の管理

1. 自他の持ち物をよく区別し、また自分の持ち物には必ず記名（学年・ホーム・名前）すること。
2. 現金ならびに貴重品は身につけ、無人の教室などに放置しないこと。紛失や拾得、学校内外における被害はすぐ生徒指導部へ届けること。
3. 体育の授業は貴重品箱(体育科)を、各種行事のときは貴重品袋(担任)を利用すること。